

変わる滋賀 続く幸せ
Evolving SHIGA



しがCO₂
ネットゼロ
ムーブメント



Mother Lake
Goals

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

滋賀県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

令和7年度に向けた

政策提案・要望書

湖国の感動 未来へつなぐ



キャッフィー

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



チャッフィー



（写真）彦根総合スポーツ公園 平和堂 HATO スタジアム

令和6年11月
滋賀県

未来との約束

滋賀で生きていく私たちは、自らが望む未来に向かって約束します。

すべての人が幸せに生きていく滋賀をつくります
そのために、
すべての人がサステナブルな滋賀を目指します。

滋賀で暮らす私たちは、世界が望む未来に向かって約束します。

世界の人たちが幸せに暮らせる世界をつくります。
そのために、
世界の人たちと共にサステナブルな地球を目指します。

～「サステナブル滋賀 × SDGs」シンポジウム（H29.6.1）宣言～



令和7年度に向けた政府への政策提案・要望

平素は滋賀県政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

能登半島地震・豪雨をはじめとする災害対応や物価高騰への対策、過去に類を見ない人口減少など、我が国を取り巻く大きな変化に直面しながらも、課題の解決に取り組まれている政府の対応に心から敬意を表します。

さて、本県では、「変わる滋賀、続く幸せ」を基本理念とした基本構想のもと、将来世代を含めた誰もが新しい豊かさを感じながら自分らしく生きることができる「未来へと幸せが続く滋賀」を県民、企業、団体等の皆様とともにつくろうと取組を進めています。

令和7年度に向けては、「子ども・子ども・子ども*」、「ひとづくり」、「安全・安心の社会基盤と健康づくり」、「持続可能な社会・経済づくり」、「CO₂ネットゼロ社会づくりやMLGs*の推進」を柱として、協働・共創の視点を大切に、施策を構築することとしています。

これらの施策を通して、誰もが自分らしく、お互い慈しみ、支え合っていけるよう、心と体の健康である「ひとの健康」、人と人との関わり合い、交わり合いである「社会・経済の健康」、土台となる「自然の健康」を保ち、高めていく取組をさらに充実させ、ともにいきる「健康しが2.0」の実現に向けて取り組んでまいります。

こうした中、本県の課題や取組状況を踏まえた政策提案・要望を本書のとおり取りまとめましたので、本県の実情について御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和6年11月

滋賀県知事

三 明 大 造

*ひとりの個人、権利の主体としての「子ども」、社会の一員としての「子ども」、未来の希望としての「子ども」の3つの視点を表しています

*滋賀県はマザーレイクゴールズ (Mother Lake Goals, MLGs) として独自に13の目標(琵琶湖版のSDGs)を設定し、2030年の環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築を目指しています

令和7年度に向けた政府への政策提案・要望

1 子ども・子ども・子ども

※別冊「子どもまんなか社会の実現のための子ども施策についての提案・要望」に掲載。

2 ひとづくり

提案・要望 1	官民連携を通じた科学技術・イノベーションの推進に資する高等専門学校の設置への支援	1
提案・要望 2	外国人住民の受け入れ環境整備および日本語教育の充実	3
提案・要望 3	中小企業のリスキリング等学び直し推進に向けた支援の充実	5
提案・要望 4	地域からのジェンダー平等の推進	7

3 安全・安心の社会基盤と健康づくり

提案・要望 5	彦根城の世界遺産登録実現に向けた取組への支援	9
提案・要望 6	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催支援の充実	11
提案・要望 7	再犯防止の推進	13
提案・要望 8	湖北圏域の病院再編に向けた取組の推進	15
提案・要望 9	障害者の地域生活支援のための基盤整備等の充実	17
提案・要望 10	公立病院の経営安定化支援	19
提案・要望 11	防災・減災、国土強靱化の強力な推進	21
提案・要望 12	県土の発展に資する道路整備の推進と早期事業化	23
提案・要望 13	県土の更なる発展を支える道路整備に向けた調査推進	25
提案・要望 14	道路の防災・減災および老朽化対策の推進	27
提案・要望 15	県民の安全・安心に資する道路整備の推進	29
提案・要望 16	住民のいのちと暮らしを守る流域治水の推進	31
提案・要望 17	土砂災害からいのちと暮らしを守る砂防事業の推進	33
提案・要望 18	淀川流域全体の安全度向上に向けた直轄事業の推進	35
提案・要望 19	滋賀の魅力を向上させるまちづくりへの支援	37
提案・要望 20	“THEシガパーク”推進への支援	39
提案・要望 21	危険な盛土等による災害防止の推進	41
提案・要望 22	近江鉄道および信楽高原鉄道に対する総合的支援	43
提案・要望 23	鉄道ネットワークの維持・利便性向上	45
提案・要望 24	地域交通の維持・活性化に向けた取組支援	47
提案・要望 25	港湾の防災機能向上と活性化に向けた施策の充実・強化	49
提案・要望 26	水道施設の強靱化による水の安定供給への支援	51
提案・要望 27	時代の変化に対応する警察活動基盤整備の推進	53
提案・要望 28	悪質な詐欺から県民を守るための対策の強化	55

4 持続可能な社会・経済づくり

提案・要望 29	物価高騰の影響を受ける中小企業への支援	57
提案・要望 30	農業農村振興施策の推進	59
提案・要望 31	デジタル社会の実現に向けた取組の一層の推進	61

5 CO₂ネットゼロ社会づくりやMLGsの推進

提案・要望 32	2050年CO ₂ ネットゼロに向けた取組の推進	63
----------	-------------------------------------	----

※琵琶湖保全再生法に関する項目については別冊「琵琶湖の保全および再生についての提案・要望」にも掲載

実現に向けた基盤づくり

提案・要望 33	持続可能な地方税財政基盤の確立	65
----------	-----------------	----

※琵琶湖保全再生法に関する項目については別冊「琵琶湖の保全および再生についての提案・要望」にも掲載



官民連携を通じた科学技術・イノベーションの推進に資する 高等専門学校の設置への支援

- 地域や産業への技術実装の推進による日本の産業競争力再強化に向け、高度専門人材を滋賀発で輩出していくため、県立での高等専門学校の設置を目指す

【提案・要望先】内閣府、総務省、文部科学省

1. 提案・要望内容

(1) 公立高等専門学校の設置運営に関する財政制度の改正

- 大学・高専機能強化支援事業の対象期間の拡大等
- 開校後の運営に対する交付税措置の改正

(2) デジタル田園都市国家構想交付金(拠点整備)の対象範囲の変更

- 対象外施設の施設整備のうち、高等教育機関を対象施設に変更

2. 提案・要望の理由

我が国が将来にわたり競争力のある産業を創出し、持続的に発展していくためには、若者の技術者への夢を育み、分野を跨いだ技術の融合による研究開発、産業化、人材育成の強力な推進が重要。

そのため、国においても、価値創造の源泉たる人への投資を加速し、イノベーション人材の育成を強化することとされ、高等専門学校等の機能強化が掲げられている。(経済財政運営と改革の基本方針2024)

本県としても、次代の社会を支える高度専門人材の育成を目的の一つとして、県内初の高専を公立高専として設置するべく準備を進めているところであり、国の方針と軌を一にしていきたいと考えている。

そのためにも、以下の点について制度等の改正をお願いしたい。

(1) 公立高等専門学校の設置運営に関する財政制度の改正

- 本県高専で提供する予定の情報技術をベースとした学びには最先端のICT環境の整備に多額の資金を要することから、現在対象外となっている本県高専も対象となるよう大学・高専機能強化支援事業の対象期間を拡大するとともに、事業計画の選定から学科等の設置までの期間の延長をお願いしたい。
- 公立高専の運営費に対する普通交付税措置額が標準的な経費に対して不足している状況であることから、運営に係る交付税措置の増額をお願いしたい。

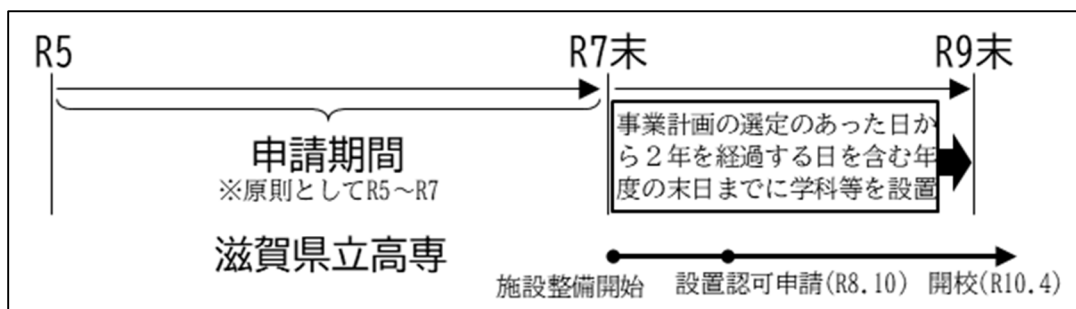
(2) デジタル田園都市国家構想交付金(拠点整備)の対象範囲の変更

- 情報技術を基礎とした人材の育成を主眼とした本県高専の設置は、交付金の主目的である「デジタルの活用などによる地方創生」そのものであるが、学校ということをもって原則として対象外とされている。画一的に判断するのではなく、各施設の性格をもって対象の適否を判断いただきたい。

(本県の取組状況と課題)

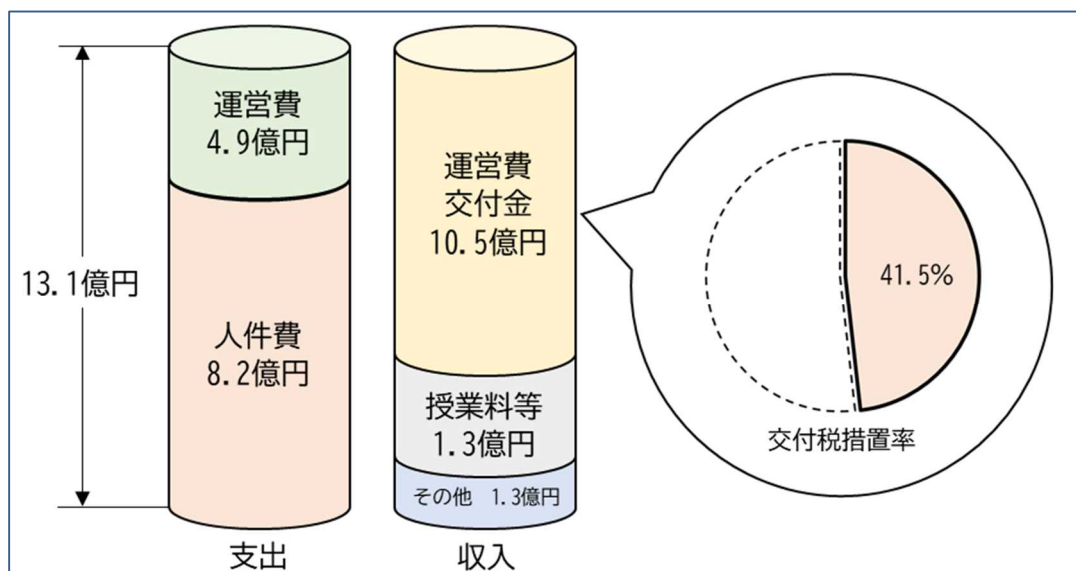
(大学・高専機能強化支援事業の対象期間の拡大等)

- 本県高専の開校時期は、現時点では、大学・高専機能強化支援事業の対象期間外となっている。また、新設の場合、施設整備に相当の期間を要することから、現制度では申請前に着手しなければならない状況となっている。



(開校後の運営に対する交付税措置の改正)

- 国立と公立で経費の区分に大きな差異は見受けられない中で、運営費交付金に対する交付税措置額は全体の50%程度に留まっている。



【定数 120 名規模の高専の収支試算と交付税措置状況】(公立高専 R6 予算・当初算定ベース)

(デジタル田園都市国家構想交付金(拠点整備)の対象範囲の変更)

- 高専の設置は、将来の本県の産業力の維持・拡大と、持続的発展のための重点施策として実施するものであり、「総合戦略の成果目標如何にかかわらず必要とされる施設」ではない。

【滋賀県立高等専門学校基本構想 2.1(抄)】(P.5)

2030年代、40年代、50年代と、本格的な人口減少社会への移行、産業構造の変化など、今後、社会が変化していく中において、本県の恵まれた地の利をより活かしながら、将来にわたり競争力のある力強い産業を創出し、我が国が持続的に発展していくためには、専門的技術を社会に実装し、地域と産業を支える人材の育成が不可欠である。このため、県立で高専をつくり、この滋賀から専門的技術を用いて価値創造ができる実践的な高度専門人材を育成していくこととした。

【地方創生拠点整備タイプ(令和6年度当初予算分)の取扱いについて(抄)】(P.9)

3. 対象とならない施設整備等について

- (1) 拠点整備タイプにおいて、以下の施設整備等については、原則として支援の対象外とする。
 - ・法律に位置付けられた基礎的な行政サービスを行う公共施設であって、総合戦略の成果目標如何にかかわらず必要とされる施設(例:学校、保育園、認定こども園、図書館、給食センター、廃棄物処理施設等)

外国人住民の受け入れ環境整備および日本語教育の充実

- 滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域社会を目指す

【提案・要望先】法務省、文部科学省

1. 提案・要望内容

(1) 外国人受入環境整備交付金の安定的財源確保

- 外国人住民の自立した生活をサポートするため、地方公共団体の多言語による一元的相談窓口の安定的な運営にかかる必要額に不足が生じないよう十分な予算を確保し、財政支援を図ること

(2) 日本語教育の充実

- 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」について、地域日本語教育の体制を維持するため、必要額に不足が生じないよう十分な予算を確保し、継続的な事業の実施への支援を図ること
- 登録日本語教員および日本語学習支援者の確保・育成に対する支援

2. 提案・要望の理由

(1)外国人受入環境整備交付金の安定的財源確保

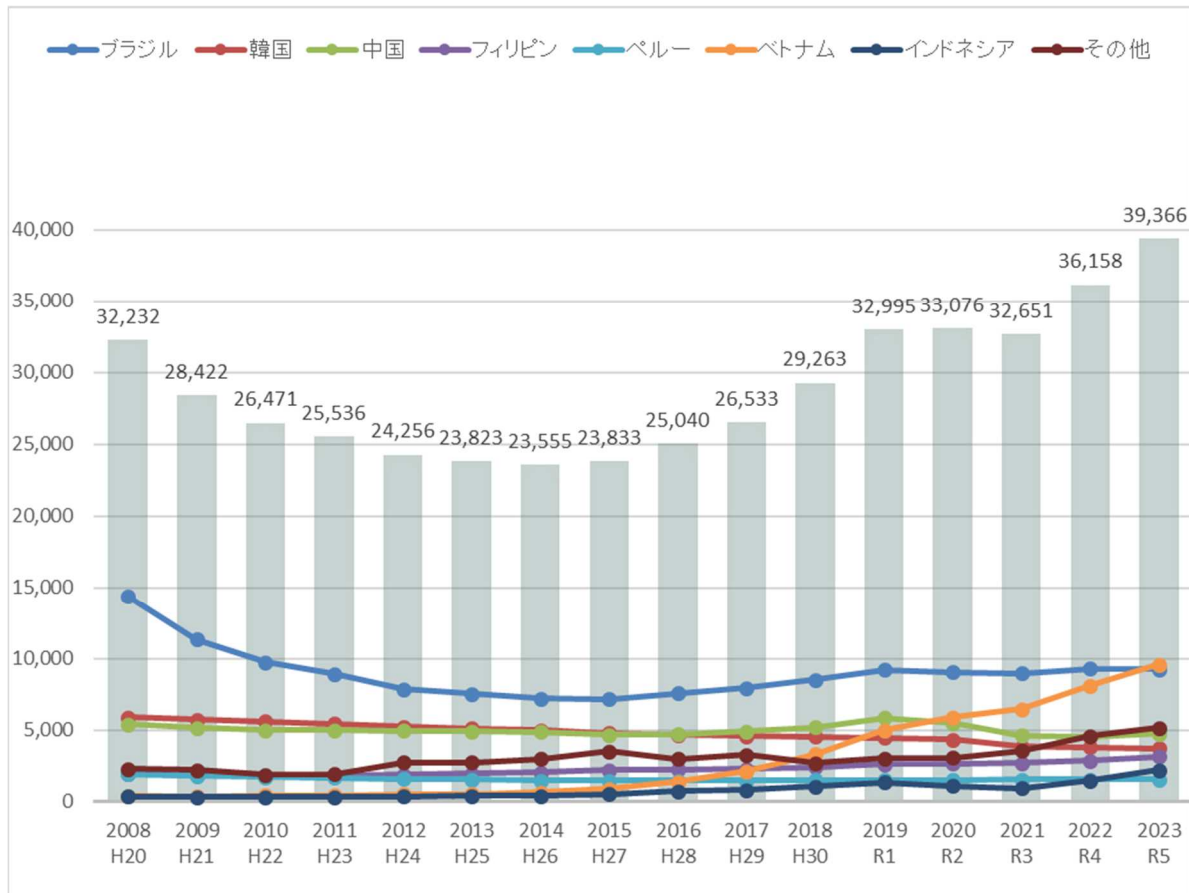
- 外国人住民の様々な相談や適切な情報提供に多言語で対応するために、一元的窓口である「しが外国人相談センター」を設置。
- 毎年、相談件数は増加傾向にあり、相談内容也多岐にわたっている。

(2)日本語教育の充実

- 外国人住民の増加と多国籍化が進む中、生活のあらゆる面で必要となる日本語の習得が課題であり、日本で生活する全ての外国人が生活に必要なレベルの日本語をどこでも習得できる環境が必要。
- 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」は、地域日本語教育の体制を維持するためには必要な事業であり、安定的な支援が重要。
- 令和3年度に実施した「滋賀県地域日本語教育実態調査」によると、地域の日本語教室において、日本語教師・日本語学習支援者の人材不足が課題である。

(本県の取組状況と課題)

- 令和5年12月末時点で、本県の外国人人口は39,366人となり、過去最多となった。国・地域別では、105の国・地域となっており、多国籍化が進展している。



- 外国人受入環境整備交付金を活用した「しが外国人相談センター」の状況
 - ・相談員・通訳員の配置（6名）：ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、英語、フィリピン語（タガログ語）対応
 - ・タブレット端末や電話を介した対応：12カ国語
 - ・相談件数：R2年度1,603件、R3年度2,205件、R4年度2,032件、R5年度1,499件
- 県内日本語教育の状況
 - ・日本語教師・学習支援者等数：H30年度396人⇒R4年度267人
(全国：H30年度41,606人⇒R4年度44,030人) ※文化庁日本語教育実態調査結果
 - ・日本語学習者数：H30年度1,094人⇒R4年度2,077人
(全国：H30年度259,711人⇒R4年度219,808人) ※文化庁日本語教育実態調査結果
 - ・県内日本語教室の数：34教室（13市2町） 日本語教室ゼロ地域：4町
- 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業を活用した本県の取組（R6年度）
 - ・日本語教育モデル事業：1地域4講座 日本語学習支援者養成研修：全5回

担当：総合企画部 国際課
TEL 077-528-3063

中小企業のリスキング等学び直し推進に向けた支援の充実



- 中小企業の従業員に対して、産業界において必要とされるスキルの習得を支援することで、中小企業の成長を促し、地域経済の活性化につながるとともに、新たなスキルを習得することで、誰もが自分らしく活躍できる社会を実現する。

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 職業能力開発施設における企業在职者のリスキング支援の充実

- 中小企業の従業員のリスキング推進を図るため、高等技術専門校で実施する在職者向け職業訓練の機器整備等に対する財政的支援および職業訓練指導員の確保に向けた支援を行うこと。

(2) 中小企業に対する支援の充実

- 人材不足や物価高騰の影響が深刻で厳しい経営状態の中小企業においては、十分な人的資本投資を行うことが困難であることから、従業員が安心してリスキング等学び直しに取り組むための支援制度を導入・拡充すること。

2. 提案・要望の理由

(1) 職業能力開発施設における企業在职者のリスキング支援の充実

- 高等技術専門校では、中小企業を支える人材を輩出している。
- 中小企業における人材不足が深刻となる中、従業員に対する専門知識や新たな技能等の習得支援、多能工化を図ることが、ますます重要となっている。
- デジタル化に対応した訓練内容の高度化を図るため、職業能力開発校等設備整備費補助金等を充実するとともに、職業訓練指導員の確保に向け、職業能力開発総合大学校の定員の拡大など人材養成機能の充実が必要である。

(2) 中小企業に対する支援の充実

- リスキング等学び直しへの取組に対応した、柔軟な働き方を中小企業において実現するためには、各種支援制度の導入・拡充、働き方改革の推進や業務の見直しを同時に進めていく必要がある。
- 人材開発支援助成金により、訓練経費や賃金の一部等を助成する制度が実施されているが、経営者が従業員のリスキング等学び直しを後押しするためには、代替要員の確保や応援手当の創設への支援等、より一層の積極的支援が必要である。

(本県の取組状況と課題)

(1) 職業能力開発施設における企業在職者のリスクリング支援の充実

- 生産年齢人口の減少や人材不足が深刻となる中、高等技術専門校のあり方について検討を進め、求職者・在職者を対象とするDX化に対応した訓練の充実や訓練科の再編に向け取組を進めている。
- 製造業を中心とする中小企業においては、人材不足を受け、未経験者などにも採用対象を拡大する中で、ものづくりの基礎的訓練が必要な在職者に対する訓練や、デジタル化の進展などで一層高度な訓練が求められるなど、訓練内容のレベルが多様化している。

こうした中、訓練機器については技術革新に対応した機器の導入が求められている。

- また、職業訓練指導員の確保に向けて、受験資格年齢の拡大や近隣大学等へのリクルーティングを実施しているが、建築科など特に人材不足が深刻化している職種については、欠員が恒常化している。



高等技術専門校（米原校舎）



訓練の様子

(2) 中小企業に対する支援の充実

- 中小企業に対して、研修支援制度の導入など、人材育成・リスクリング支援も対象とした、職場環境改善のための就業規則見直しを支援するなど、中小企業の人材確保に向け、企業に寄り添った施策を展開している。
- 従業員自らが安心してリスクリング等学び直しに取り組むためには、企業による後押しが求められており、経営層の人的資本経営に向けたマインドチェンジを促す施策が必要である。
- 従業員が長期間職場を離れる場合、人手不足や厳しい経営環境により代替要員の確保ができず、周囲の従業員の負担が増すことなどが、リスクリング等の従業員の学び直しの取組に向けた、本県の中小企業における大きな課題の一つである。

担当：商工観光労働部 労働雇用政策課 TEL 077-528-3750



地域からのジェンダー平等の推進

- 地域の実情・特性を踏まえたジェンダー・ギャップ解消の取組を地域から着実に進めることで、すべての人にとって生きやすい社会、活躍できる社会、持続可能な社会を実現する

【提案・要望先】内閣府

1. 提案・要望内容

(1) ジェンダー・ギャップ解消に向けた取組拠点の設置運営にかかる支援

- 住民に身近な市町において、ジェンダー・ギャップ解消の取組が促進されるよう、その地域の実情や特性を踏まえた取組を展開するための拠点の設置・運営にかかる財政的支援を図ること。

2. 提案・要望の理由

(1) ジェンダー・ギャップ解消に向けた取組拠点の設置運営にかかる支援

- 少子化、人口減少が進む中、我が国が持続的に発展していくためには、誰もが個性や能力を発揮し一人ひとりが幸せを感じる社会の実現を図っていくことが重要であるが、その達成のためにはジェンダー平等の実現が欠かせない。
- 特に地方にとっては若い世代(特に女性)が地元を離れる要因の一つとして、地域に根強く存在する固定的な役割分担意識による生きづらさがあると考えられる中、地域におけるジェンダー・ギャップ解消は喫緊の課題。
- 各地域が実情を踏まえたジェンダー・ギャップ解消の取組を継続して行うことで、着実に地域からのジェンダー平等が進むと考えるが、そのためには各地域に取組拠点の設置および安定的な運営が重要な役割を果たすことになる。
- 現在、全国に男女共同参画センターは 383 施設設置(うち都道府県 49 施設、政令指定都市 29 施設、市町村 305 施設)されている。一番住民に身近な市町村における設置率はわずか 18 % にとどまっている。
- 各地域からジェンダー平等の取組を加速するために欠かせない拠点の設置・運営に対する重点的な財政的支援が必要。

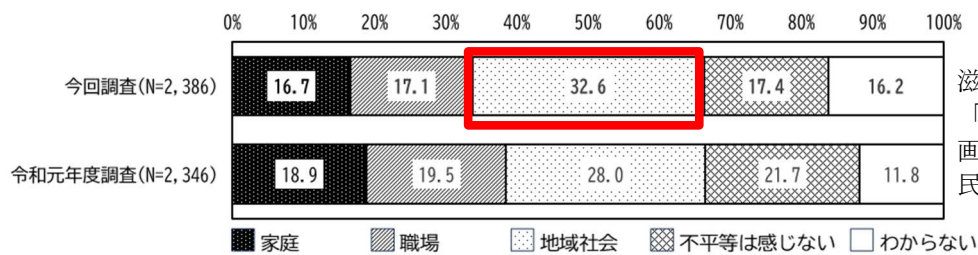


草津市立男女共同参画センター
(R3.5 設置、キラリエ草津内)

(本県の取組状況と課題)

(1) 県民意識調査結果(令和6年度調査)

- 日常生活の中で男女の不平等を一番感じるところは「**地域社会**」が最も多く**32.6%**となっている。



滋賀県
「令和6年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」

(2) 拠点の設置状況

施設名	運営方法	設置年月
滋賀県立男女共同参画センター	直営	昭和61年11月
大津市男女共同参画センター	直営	平成14年4月
彦根市男女共同参画センター	指定管理	平成15年10月
草津市男女共同参画センター	直営	令和3年5月
高島市働く女性の家	指定管理	平成15年4月
米原市男女共同参画センター	指定管理	平成18年4月

県内19市町のうち
5市が設置済
(設置率26.3%)

(3) 設置による効果(設置市ヒアリング)

- 相談事業について、若い世代の方が、多く利用されるようになった。
- 貸館事業や商工関係団体との複合施設として設置することにより、幅広い対象の方に啓発する機会ができています。
- 男女共同参画関係の市民団体の方の活動拠点としても使っていただけるため、交流する機会が増え、活動団体数が増加するとともに、取組が広がっている。
- センターの主な取組の一つである相談事業において、県内6センターで定期的に勉強会を開催することで、相談の質の向上が図れている。
- センターで女性の起業支援を実施することで、地域活性化につながっている。

(4) 設置・運営にかかる課題

- 新規開設にあたり財源確保が課題。
- 人件費負担が大きく、必要な人員数が不足。
- 施設維持管理にかかる経費負担が大きい。特に老朽化対策が課題。



県立男女共同参画センター
(S61.11 設置)

《県立男女共同参画センターでの取組の様子》



担当： 商工観光労働部 女性活躍推進課 TEL 077-528-3770

彦根城の世界遺産登録実現に向けた取組への支援

- 彦根城の世界遺産登録を早期に実現することで、本県の文化財の魅力を広く発信する
- 彦根城のさらなる価値の探求や県内外での共有を進めるとともに、保存管理体制の強化などを進めることで、世界遺産にふさわしい地域づくりを進める

【提案・要望先】文部科学省

1. 提案・要望内容

彦根城の世界遺産登録に向けての一層の支援

- 彦根城の保存管理をより確実なものとし、令和9年の登録実現に向け、令和7年の国内推薦決定を得るため、推薦書作成の加速に向けた支援の継続
- ユネスコ諮問機関イコモスの事前評価の結果への的確な対応や彦根城の価値についての国際的な情報発信など、国と県の連携の一層の強化と、国としての彦根城の世界遺産登録の着実な推進

2. 提案・要望の理由

- 彦根城は、日本が世界遺産条約に批准した平成4年に 世界遺産暫定一覧表に記載されて以降、すでに30年が経過。
- 令和5年7月に国の文化審議会から「彦根城は事前評価制度を活用して顕著な普遍的価値の検討を進めることが有効」との意見を受け、文化庁と協議を重ね事前評価申請書を作成し、9月に国からユネスコに提出。
- 彦根城の価値・魅力は彦根城固有のものではなく、日本の城に共通するものであり、彦根城世界遺産登録推進の取組は、国全体の文化の発信に貢献。
- 令和6年10月に出された事前評価の結果を受け、令和9年の登録実現に向け、令和7年の国内推薦の決定を得るため、評価の結果を反映した推薦書素案の作成など、彦根城の世界遺産登録をより確実にするための活動の開始にあたり、より緊密な情報共有など、一層の国の支援が必要。
- 加えて、ユネスコへの推薦書の提出以降のイコモスの現地調査や審査、ユネスコ世界遺産委員会の対応など、今後国と県が密接に連携して対応すべき事案が増加することから、国としても登録に向けた取組の更なる強化を要望。



(本県の取組状況と課題)

(1) 滋賀県と彦根市の取組

- 彦根城は、平成4年の日本の世界遺産条約批准と同時に、姫路城や法隆寺など12資産とともに、国によって世界遺産暫定一覧表に記載された。
- 令和元年度に、滋賀県と彦根市で協定書および覚書を締結し、令和6年の登録実現を目標に、協働して作業を進めることを確認した。
- 令和2年度から滋賀県と彦根市で、作業母体として彦根城世界遺産登録推進協議会を設立し、推薦書（素案）の作成・改訂に取り組んでいる。
- 令和3年度には、課題であった国際会議を開催し、国際的な評価を確認した。また、民間においても彦根商工会議所が中心になり、機運醸成のための啓発・広報活動等を行う「世界遺産でつながるまちづくりコンソーシアム」を設立された。
- 令和4年度には、国が「佐渡島の金山」を改めて推薦したことにより、当初の目標であった令和6年度の彦根城の世界遺産登録実現は不可能になった。
- 令和5年7月に、国の文化審議会から、彦根城は事前評価制度を活用することが有効との意見を示され、これに従い、国とともに事前評価申請書を作成し、同年9月に国からユネスコに申請書が提出され、イコモスとの対話に適切に対応してきた。
- 令和6年10月に出された事前評価の結果を受け、令和9年の登録実現に向け、令和7年の国内推薦の決定を得るため、今後、評価の結果を反映した推薦書素案の作成を進めていくことが必要となる。



(2) 彦根城の顕著な普遍的価値

- 彦根城は、世界的にも注目される250年以上の安定を形成し維持した江戸時代における統治の在り方を示す地域政治拠点であり、その統治の特徴を証明する、遺跡（城郭）の典型・代表例として世界的な価値がある。

(3) 最短での登録実現までのスケジュール

- 令和6年度 事前評価結果の受理。結果を反映した推薦書（素案）の作成
- 令和7年度 国内推薦の決定を経て、推薦書のユネスコへの提出
- 令和8年度 イコモスの現地視察
- 令和9年度 イコモスの勧告を経て、ユネスコ世界遺産委員会にて、彦根城の世界遺産登録

担当：文化スポーツ部文化財保護課
彦根城世界遺産登録推進室
TEL 077-528-4682

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の 開催支援の充実

3 すべての人に
健康と福祉を



11 住み続けられる
まちづくりを



- 滋養をスポーツで元気になるとともにすべての人がともに支え合う共生社会を実現
- 一人ひとりが輝く未来につながる大会を実現

【提案・要望先】文部科学省、スポーツ庁

1. 提案・要望内容

(1) 開催準備に係る一層の財政的支援

- 健康増進やスポーツの普及に資する国内最大規模の大会として、十分な会場整備や安全安心な運営を目指す中、近年の物価・人件費の高騰、働き方改革関連法による運転手の時間外労働の上限規制(いわゆる 2024 年問題)等、様々な外的要因による開催経費の増大に対応するため、地方スポーツ振興費補助金や特別交付税等による支援の充実を図ること。

2. 提案・要望の理由

(1) 開催準備に係る一層の財政的支援

- 両大会の開催経費はその大部分を都道府県および競技会場地となる市町村が負担している中、近年は物価、資材費、人件費等各方面のコスト増加が著しく、その経費負担も地方自治体に大きく偏在。
- さらに、2025 年には同じ近畿圏において大阪・関西万博も開催される。万博開催にあたっては資材費の高騰や人手不足といった課題が表面化しているが、同時期に両大会を開催する本県は、需要の重複もあり同様の課題を抱える立場。

<令和 7 年開催予定>

- 第 79 回国民スポーツ大会
 - ◇ 会期 2025 年 9 月 28 日(日)～ 10 月 8 日(水)
 - ◇ 実施競技 正式競技 37 競技、特別競技 1 競技、公開競技 7 競技、
デモンストラレーションスポーツ 26 競技
- 第 24 回全国障害者スポーツ大会
 - ◇ 会期 2025 年 10 月 25 日(土)～ 10 月 27 日(月)
 - ◇ 実施競技 正式競技 14 競技、オープン競技 1 競技

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



(本県の取組状況と課題)

(1) 開催準備に係る一層の財政的支援

【国スポ・障スポ開催経費の負担】

両大会の会場設営等の準備も大詰めとなってきたが、建設資材や輸送経費等の高騰が予想され、今後さらに開催経費の増嵩が予想される。

メインスタジアム「平和堂 HATO スタジアム」

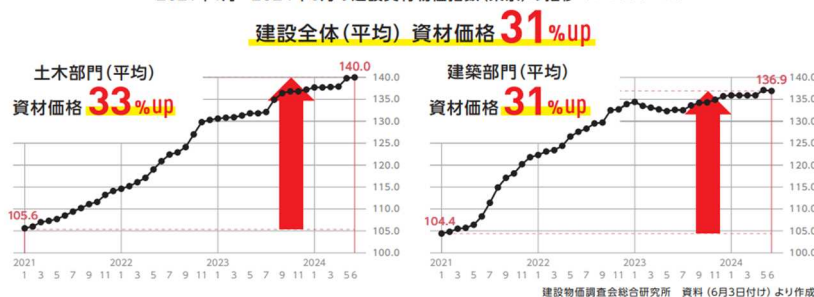


リハーサル大会の開催



両大会開催経費について、先催県では国から補助金等の交付を受けているが、開催経費に見合ったものとなっていない。

2021年1月～2024年6月の建設資材物価指数(東京)の推移 (2015年平均=100)



【大阪・関西万博との時期重複】

両大会の開催年に同じ近畿圏で大阪・関西万博の開催(4月13日～10月13日)が予定されていることから、需要の重複等、対応すべき課題がある。

《需要の重複による負担増》

- ・バス運転手や警備員の不足、人件費の高騰
- ・宿泊施設の不足、宿泊料金の高騰

びわこ国体開会式



昭和56年(1981年)の「びわこ国体」以来44年ぶり2回目の開催に向けて財政的支援の充実が必要不可欠

担当：文化スポーツ部国スポ・障スポ大会局
TEL 077-528-3289

再犯防止の推進

3 すべての人に
健康と福祉を



11 住み続けられる
まちづくりを



16 平和と公正を
すべての人に



- 県民の理解と協力のもと、円滑な社会参加による「誰一人取り残さない」共生社会の実現

【提案・要望先】法務省

1. 提案・要望内容

罪を犯した人を地域で支え、その人も地域を支える環境づくり

- 罪を犯した人を地域全体で支える仕組みづくりを目指したモデル事業の創設
- 罪を犯した人に対する矯正施設入所中の多様な職業訓練プログラムの実施と指導・支援等に関するアセスメント内容等を共有できる仕組みづくり
- 安全・安心に保護司活動が行える環境の充実に向けた多様な面接方法の確保、保護司活動の普及啓発強化、ならびに保護司を雇用する事業所等に対する理解促進および税制面の優遇措置など支援策の創設

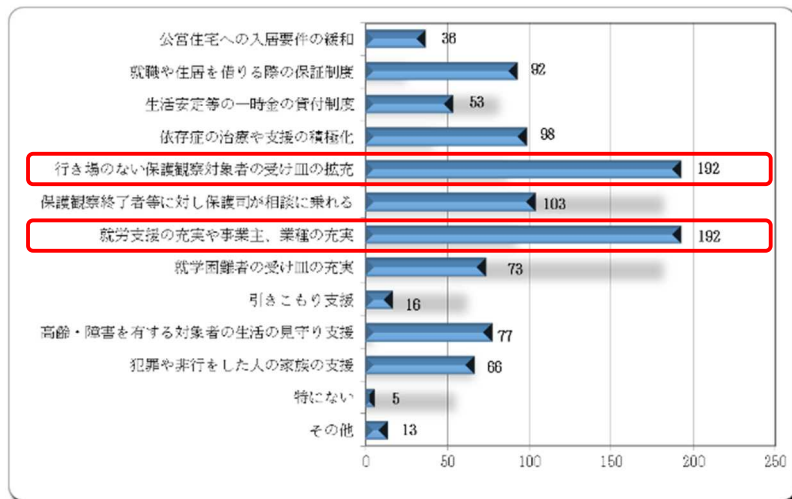
2. 提案・要望の理由

- 罪を犯した人の状況や相談内容が複雑多岐にわたり、保護司一人の力では対応が難しくなっている一方、地域においては保護司他、関係者間の連携が十分とは言えない状況にあり、罪を犯した人を福祉、就労、医療など地域全体で支える体制の整備が必要となっていることから国においてモデル事業化し、全国展開することを提案するもの。
- 矯正施設退所後の円滑な地域生活には就労は欠かせないものであり、多様な職種から本人が選択できる環境整備や、地域において、刑事司法手続後も継続的な支援を実施し、立ち直りを支えるためには、各個人の特性、罪を犯した人の背景にある事情等を一定把握する必要があるため。
- 安全・安心な保護司活動を行うためには、保護司やその家族、保護観察対象者の状況に応じた面接対応や活動に対する周囲の理解が必要。特に、保護司が働きながら活動する場合には、雇用主の理解が重要であることから、雇用主に対するインセンティブが必要であるため。

(本県の取組状況と課題)

○ 県内の保護司へのアンケート調査(R3)

- ・ 再犯防止のために必要な施策として、「行き場のない保護観察対象者の受け皿の拡充」、「就労支援の充実や事業主、業種の充実」の回答が多数あり。



○ 地域の社会資源を活用した立ち直り支援

- ・ 令和5年度より滋賀県更生保護事業協会において、関係機関・団体がネットワークを作り、立ち直り支援のための連携を図るため、「滋賀県 KANAME プロジェクト」の検討を進められているところ。



○ 本県における雇用促進のための取組

- ・ 県独自の顕彰制度(知事感謝状)(R3～)
- ・ 入札参加資格審査の優遇制度の拡充(R4～)
- ・ 雇用に向けた協力雇用主への相談支援(R6～)

○ 関係団体や働きながら活動する保護司との意見交換の主な意見

- ・ 保護司や家族が感じる不安解消のため、複数での対応や夜間にも利用できる自宅以外の面接場所の確保が必要。
- ・ ICTを活用したオンライン面接の常時導入はできないか。
- ・ 保護司の担い手不足が進むのではないかと。地域に対する啓発の強化が必要。
- ・ 保護司を雇用する事業所等に対する保護司活動への理解促進等が必要。

担当：健康医療福祉部健康福祉政策課企画調整係
TEL：077-528-3519



湖北圏域の病院再編に向けた取組の推進

- 湖北圏域における病院再編の取組を支援することで、人口減少による医療需要の変化や医師の働き方改革に対応しつつ、持続可能な医療を提供できる体制を実現。

【提案・要望先】厚生労働省

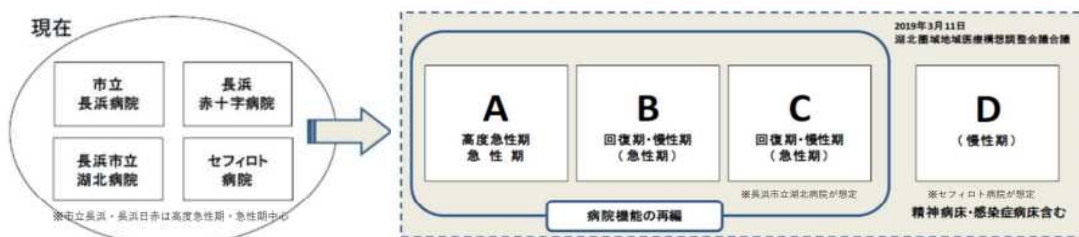
1. 提案・要望内容

地域医療介護総合確保基金制度の延長と拡充

- 病院再編が財政支援の対象となるよう、基金制度を2027年以降も延長すること
- 湖北圏域のように重点支援区域における国負担について、基金制度の原則よりかさ上げを行うこと
- 湖北圏域において検討されている経営の一体化による病床機能の再編についても、基金の「病床機能再編支援事業」（事業区分Ⅰ－２）における複数医療機関の統合とみなして、「統合支援給付金」を支給されるよう要件の見直しを行うこと

2. 提案・要望の理由

- 湖北圏域においては、国の地域医療構想に沿って、高度急性期・急性期を担う市立長浜病院、長浜赤十字病院やへき地医療を担う長浜市立湖北病院を含む、4病院の間での病床機能の再編が進められており、2027年以降も継続して支援が必要。

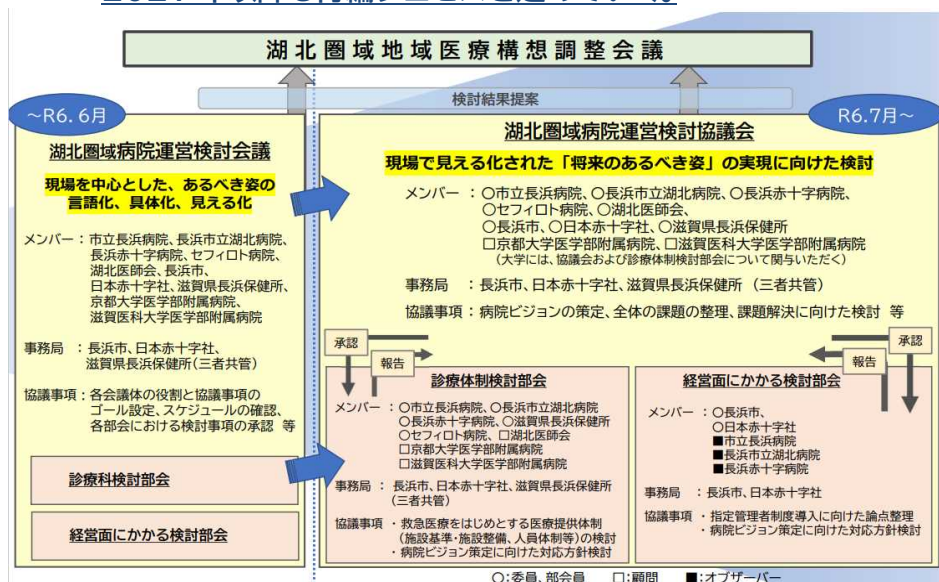


- 現在、重点支援区域であろうなかろうが、基金の国負担は2/3であるが、再編対象医療機関に重点的な財政支援を行うには、国の負担割合のかさ上げが必要。
- 長浜市長が「指定管理」（市立長浜病院・長浜市立湖北病院の指定管理を日本赤十字社が担うこと）により経営を一体化したうえで再編する方針（令和5年9月）を示されたところ、経営の一体化による再編は統合の場合と同様に多大な財政負担が生じることから、「統合支援給付金」において国の重点的な支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

- 令和5年9月に長浜市長が示された「指定管理」による再編方針を踏まえ、滋賀県も事務局に参加し、病院再編に向けた関係者の協議の場を設けたところであり、経営、診療科の両面で協議を実施し、今年度中に再編後の病院ビジョンを策定予定。

⇒策定した病院ビジョンに基づき、現在の地域医療介護総合確保基金の期限である
2027年以降も再編プロセスを進めていく。



- 病床機能の再編は医療機関の経営に大きな影響を与えることから、湖北圏域のように、複数医療機関の経営を一体化することにより進めることが、再編の方策として必要性が高い。

<参考：厚生労働省の技術的支援による病院再編の収支試算>（単位：百万円）

	令和3年度決算（補助金なし）			再編後		
	市立長浜	長浜日赤	合計	A 病院	B 病院	合計
医療収益	11,936	12,535	24,471	21,127	4,081	25,208
医業費用	13,436	12,516	25,951	21,522	4,437	25,959
医業収支	▲1,500	19	▲1,481	▲395	▲356	▲751
対医業収益比率	▲12.6%	0.2%	▲6.0%	▲1.9%	▲8.7%	▲3.0%
償却前医業利益	▲516	884	368	1,274	509	1,783

※A 病院（621 床、急性期）、B 病院（196 床、回復期・慢性期）と仮定して算定

- 湖北圏域の事例のように、経営の一体化は、重複する設備投資の解消や医薬品の共同購入、職員の共同採用、電子カルテの統一等、複数医療機関の統合と同様の効果が見込まれる。
- 複数医療機関の統合に伴う病院再編の場合は、単独による場合に比べ追加の財政負担が生じるため「統合支援給付金」が支給されているが、湖北圏域のような経営の一体化による再編の場合も、医療機能集約や指定管理者制度導入等による財政負担への対応が必要である。

⇒「統合支援給付金支給」の支給要件たる「統合」は病院数の減とされていることから
経営の一体化も対象とできるように要件の見直しが必要

担当：健康医療福祉部医療政策課企画係
TEL 077-528-3610



障害者の地域生活支援のための基盤整備等の充実

- 重度障害や医療的ケアなど障害のある方が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指していく

【提案・要望先】厚生労働省、こども家庭庁

1. 提案・要望内容

(1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 障害福祉計画による障害福祉サービス事業所等の整備を計画的かつ確実に実施するため、一定規模の予算の確保
- 障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業との多機能型事業所の施設整備について、国庫補助を一体的に実施できるよう見直すこと

(2) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

- 障害の特性や地域の状況に応じて実施する地域生活支援事業を実施するための必要な財源の確保

(3) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- 各都道府県で共生社会の実現を目指した啓発事業の継続・充実

2. 提案・要望の理由

(1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 県障害福祉計画における整備目標の達成や、重度障害のある方が利用する事業所等の整備を計画的に進めるためには、施設整備にかかる予算の確保が必要。
- 障害福祉サービス事業と障害児通所事業との多機能型事業所については、障害福祉サービス事業は、社会福祉施設等施設整備費補助金（厚生労働省所管）、障害児通所事業は、令和5年度からは次世代育成支援対策施設整備交付金（こども家庭庁所管）と、それぞれの制度において補助申請を行う必要があること、申請時期や予算区分も異なることから、一体的な施設整備に支障を来している状況。

(2) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

- 地域生活支援事業については、県と市町の国庫補助金の交付額が所要額の6割程度にとどまっております、安定的、継続的な事業実施のための十分な財源確保が必要。
- 特に市町からニーズの高い移動支援事業や日中一時支援事業について、柔軟かつ安定した仕組みへしていくための検討が必要。

(3) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- 平成28年に発生した「津久井やまゆり園」事件を踏まえ、全国で研修やフォーラムを開催してきたが、共生社会の理念を浸透させる取組は道半ば。障害福祉従事者等に加え、経済界などの広く社会への理念普及に力を入れていくことが必要。

(本県の取組状況と課題)

(1)障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 社会福祉施設整備費国庫補助金については、令和2年度までは高い内示率で採択いただいていたが、令和3年度以降は施設整備補助に係る当初予算が大幅に減額しており、「滋賀県障害者プラン 2021」に基づく計画的な整備が困難な状況。

◇国庫補助等の推移

約1/4

(単位:百万円)

	R2 当初	R2 補正	R3 当初	R3 補正	R4 当初	R4 補正	R5 当初	R5 補正	R6 当初
国予算額	17,400	8,200	<u>4,800</u>	8,500	<u>4,810</u>	9,900	<u>4,500</u>	10,100	<u>4,470</u>
採択/協議	11/11	6/6	<u>1/7</u>	3/3	<u>1/9</u>	1/6	<u>1/5</u>	2/3	<u>1/3</u>
内示率	100%	100%	14%	100%	22%	28%	44%	59%	44%

- 特に重度障害者が利用できるグループホームを求める要望が多くあり、それに応えるべく整備計画を立てようとする法人があるが、目処が立たない状況が続いているため、R8年度までの緊急的な措置として県独自のグループホーム整備に取り組んでいる。
- 生活介護と放課後等デイサービスを一体的に行う多機能型事業所の施設整備については、県からは、厚生労働省とこども家庭庁のそれぞれに補助申請する必要がある。
- 令和6年度の多機能型事業所にかかる国庫内示は、厚生労働省は令和5年度繰越予算、こども家庭庁は令和6年度当初予算となっており、1つの建物を整備するにあたり、国の予算区分が異なっている状況。

(2)地域生活支援事業費補助金の財源の確保

◇国庫補助実績(県事業・市町事業計)

(単位:千円)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
国庫所要額	1,159,235	1,204,387	1,241,613	1,256,081	1,280,411	1,296,576
国庫受入額	745,504	753,942	768,709	793,724	787,225	813,056
充足率	64.3%	62.6%	61.9%	63.2%	61.5%	62.7%

- 特に移動支援事業は、市町の地域生活支援事業総事業費の18%(R4実績)と最も高い割合を占める事業であり、日中一時支援事業とあわせて、特に手厚い補助や個別給付化を求める声が市町からあがっている。

(3)共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- 厚生労働省の「共生社会に関する基本理念等普及啓発事業」により、全国各地で共生社会フォーラムを開催。(H30～R5年度にかけて全国27か所で開催・オンライン開催1回)
- 今後は、経済界への理念普及やリーダー養成に重点的に取り組む。
- 共生社会の理念浸透に向け、事業の継続・充実が必要。(21道県で実施)

担当：健康医療福祉部障害福祉課 企画指導係 社会活動係 共生推進・障害認定係
TEL 077-528-3540

公立病院の経営安定化支援

- 地域における中核的な病院として、一般の医療機関では対応が難しい政策医療や不採算医療に取り組んでいる全国の公立病院は、コロナ禍を経て、経営環境が悪化しており、公立病院への経営安定化支援を要望。

【提案・要望先】総務省

1. 提案・要望内容

公立病院の経営安定化支援

- 資金繰りの円滑化のため、新型コロナ禍による患者数や収益の減少による資金不足額および経営改善に必要な経費等を発行対象とした企業債を創設すること
- 新型コロナ禍からの経営改善の取組期間中における一時的な資金不足を支援するため、一般会計からの長期貸付に対し、地方交付税措置による支援を講じること
- 経営強化プランに基づいて取り組む建設改良事業を円滑に推進するため、交付税措置の基礎となる建築単価の引上げ等、病院事業に対する地方交付税措置を充実すること

2. 提案・要望の理由

- コロナ専用病床の確保に伴って生じた受療行動の変化に加えて、物価高や賃上げの影響等により、費用はコロナ以前と比べて大幅に増加しているが、それを補うほどに診療報酬は増加しておらず、中長期的な経営改善の取組期間中の資金繰りが課題となっている。
- 「公立病院経営強化ガイドライン」に基づき改定した第5次滋賀県立病院中期計画（改定版）の計画期間中において、県民が望む質の高い医療を提供するため、県立病院の再編に伴う施設整備を計画しているが、近年の建設物価高騰により財政上の負担が急増している。

【交付税措置の基礎となる建築単価（現行）：520 千円、R6 契約案件調査値（平均）：806 千円】

（本県の取組状況と課題）

（１） 現状と課題

- コロナ禍において、県立病院においては一般病棟をコロナ専用病床として確保し、コロナ患者の県立病院による入院受入の実績は、県内でトップクラスになるなど、県民の命を守る病院としての役割を果たした。
- コロナ禍後は、県民の受療動向の変化などにより落ち込んだ入院患者数を回復するため、救急の積極的受入や地域医療機関との連携の強化等に努めているが、入院患者数は、コロナ禍前の水準までは戻っていない。
- 令和6年度以降は令和5年度と比較して20億円を超える収益増を図ることができなければ、資金が枯渇するおそれがある。

《コロナ禍 R2.4.16～R6.3.31 の状況》

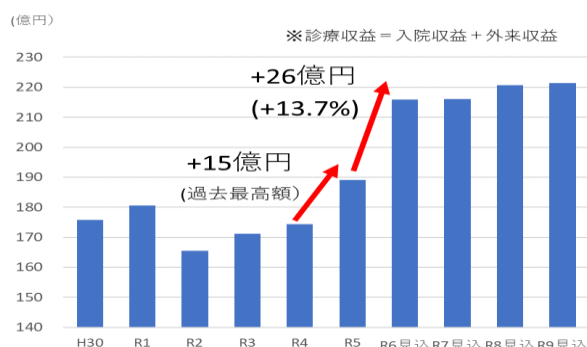
- ・ コロナ患者受入のための確保病床数 約 38,500 床
（上記のために休止した一般病床数 約 67,700 床）
- ・ 受入コロナ患者数 延べ約 15,400 人

○主な指標の推移（県立総合病院）

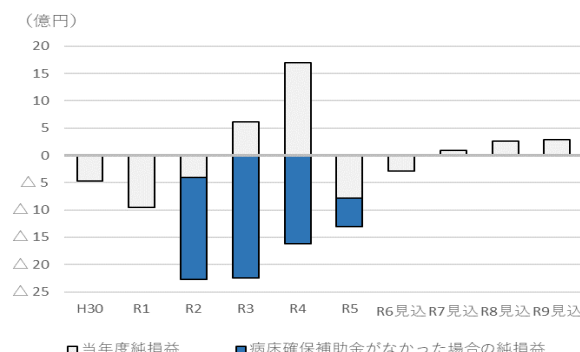
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6計画
入院患者数（人）	159,074	157,015	138,286	134,125	132,888	138,575	158,666
病床稼働率（％）	81.5	80.2	70.8	68.7	68.1	70.8	81.3
外来患者数（人）	201,541	201,475	183,801	195,704	201,046	202,281	206,550
新規入院患者数（人）	9,994	9,986	8,605	9,928	10,135	10,516	11,000
救急搬送受入件数（件）	1,981	1,949	1,569	2,648	3,241	3,726	3,650
手術件数（件）	8,310	8,875	7,623	7,774	8,237	8,703	8,500

（２） 経営状況（病院事業庁）

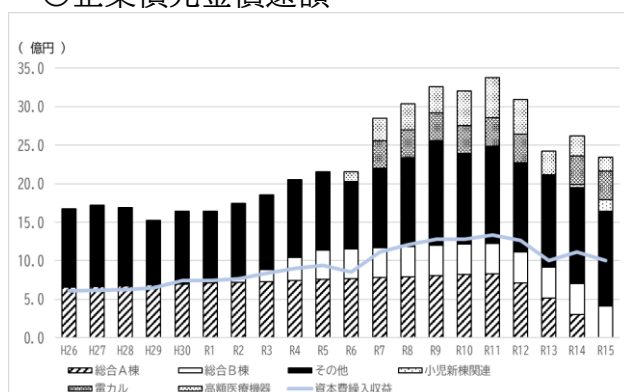
○診療収益の推移



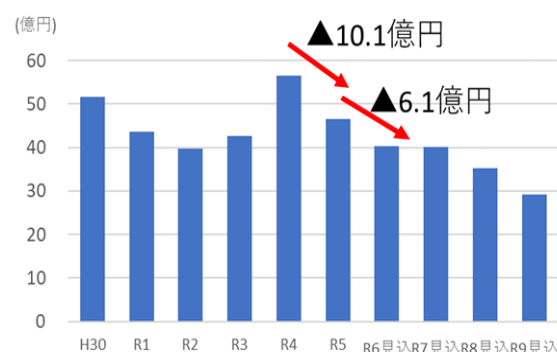
○当年度純損益の推移



○企業債元金償還額



○資金残高



担当：病院事業庁経営管理課経営改革推進室 TEL 077-582-5852